

参議院電気通信委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午前
十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君
理事 久保 等君
委員 津島 壽一君
新谷寅三郎君
小林 孝平君
山田 節男君
三浦 義男君

政府委員

郵政政務次官 飯塚 定輔君
郵政省電氣
通信監理官 庄司 新治君
郵政省電氣
通信監理官 金光 昭君
事務局側

説明員

日本電信電話 榎 勉君
日本電信電話 秋草 篤二君
日本電信電話 秋草 篤二君
公社経理局長

本日の会議に付した事件
○公衆電気通信法案(内閣送付)
○有線電気通信法案(内閣送付)
○有線電気通信法及び公衆電気通信法
施行法案(内閣送付)

○委員長(左藤義詮君) これより委員
会を開会いたします。
公衆電気通信法案、有線電気通信法

案、有線電気通信法及び公衆電気通信
法施行法案(以上いずれも予備審査)
を一括議題といたします。

前回の委員会の決定に基づきまして、
電話電報料金に関する問題につきまし
ては、本法律案が本審査に入りまして
から質疑を行うことにいたし、本日は
主として料金問題以外の部分について
質疑を行いたいと存じます。御質疑の
ある方は御発言を願います。

○久保等君 ちよつと変つた質問なん
ですけれども、昔明治二十三年にでき
ております例の電信線電話線建設条例
という非常に古い条例であります。が、
お聞きしたいのは、特に電柱等を立て
た場合の敷地に対する手当の問題につ
いてのことなんですけれども、このい
わゆる建設条例に基いて、非常に古い
法律ですけれども、第六条のところに、
「日本電信電話公社ニ於テ民有地ニ電
信線電話線ノ柱木ヲ建設シタルトキハ
一本毎ニ一箇年四銭ノ手当金ヲ給与ス
但所有者又ハ其他ノ権利者ニ於テ手当
金ヲ望ムサルトキハ此限ニアラス」と
いうことで、まあ建設条例ができてい
るわけですが、更に昭和二十年にこれ
に対する何といひますか、その後の経
済情勢等の変化に伴つて改正をするとい
うことで閣令が出ていますようであり
ますが、それに伴つて、多少この
手当金を増額しているわけなんです
が、併しこれとでも果して今日の経済
情勢から行くと相当いふ、まあ特
に民間で問題もあるようでございます
が、田にあるもの、或いは畑にあるもの

の、或いは塩田にあるもの、宅地にあ
るもの、それから山林にあるものとい
うふうに区分をして、それ、四十円
九十六銭とか、或いは二十三円九十六
銭とかいふ形で、先ほど申し上げた四
銭とプラスされたものが結局手当金とし
て、まあ補償金という意味で今度は昭
和二十年の九月二十六日に閣令第三十
九号で電柱敷地手当金等支給規則とい
うものが出ていますわけなんです。こ
の金額の査定といひますか、決定に当
つては、いろいろ当時の経済状況等を
勘案して作られたものだろうと思つて
います。今日まあ現行は、支給規則に
基づく給与額を補償金として支給してい
るのだらうと思つていますが、一二年間
どの程度の支給額になつていくか。そ
れから更に現行のこの補償金に対する
実情について果してどんなふうに考え
ておられるのか。その点の現況を一つ
御説明願ひたいと思ひます。極めて概
略で結構ですが。

○政府委員(庄司新治君) 実は今こ
に資料を持ち合せておりませんので少
し不正確になるかも知れませんが、記
憶を辿つて申し上げます。明治二十三
年に電信線電話線建設条例によつて、
電柱一本立てた場合には年額四銭を支
給するといふことに、これは法律なん
でございまして、法律で定まつており
まして、この金額の四銭といふのはこ
れは終戦まで続いたと私は記憶してい
ます。それで終戦後物価が相当騰貴
しまして、四銭ではどうにもならない
といふことになりまして、この四銭を

直さなければならんだろうといふこと
になつたのであります。法律そのもの
のをさわるという議論もあつたと記憶
しておりますが、いすれにしても
実質的に金額を上げればよいじやない
かといふことで、先ほど久保委員のお
読みになりました規則という形で、四
銭を、田圃に対しては十六銭附加しま
して二十銭にしたと記憶しております
が、四銭が二十銭になり、それから
一回上りましてそれが二十七円です
な、ですから二十六円九十六銭附加え
る。その間にも一回あつたかどうか
と知らないのですが、ないと思つてお
ります。それからこの四月に、二十七
円という線も少し資料が古くなつたと
いふので、四月から更にそれを四十一
円に改正した、そして結局規則とし
ては四十円九十六銭附加するといふ形
になつていふことは考えております。
それでこの実情は、実情といひます
か、支給はどうなつていふかといふこ
とであります。この支給は、毎年田
圃に對しましては全国指導農業協同組
合連合会ですか、これを通過しまして各
田圃の所有者に支給するといふ形にし
ていふのであります。それから金額は
一体どのくらいであつたかといふお話
でございまして、金額を、少しあいま
いなんです。一億幾ら、一億と二億
の間であつたと記憶しているものでござ
います。その程度で……。詳しい資
料がございましたら又詳しく申し上げるこ
とができると思ひます。

○説明員(榎勉君) 只今監理官からお
答へ申上げた通りでございます。こ
の四月から大体田畑につきましては五
〇%の値上げをいたしております。そ
の他塩田、宅地、山林等につきまして
は一七五%から二四〇%くらい値上げ
している。例えば山林等におきまして
は五円を十七円にするといふような改
訂をいたしまして、本年四月一日から
実施いたしているわけでありまして、
総額としましては、二十八年度の予算
としまして一億七千六百四十万円程度
見込んでおります。前年度は大体一億
程度でございましたが、なおこの問題
につきましては全国農村電柱補償料対
策協議会、或いは全国指導農業協同組
合連合会及び全国農民連盟、こうい
うな方面と共同研究をいたしてあり
まして、なお今後につきましても正確
なデータに基づきまして適正な補償料を
定めるように目下共同作業をするとい
うことになつていふような次第であ
ります。

○久保等君 それで現行の支給規則に
よりまして、まあ先ほどちよつと申
上げたように、田にあるもの四十一円、
畑にあるもの四十四円、塩田が十一円、
宅地にあるものが二十八円、山林にあ
るものが十七円、その中にも十七円と
十三円とありますが、その他の土地に
あるもの一本について一円といふよう
に、相当細かい数字の上に出された一
応支給額といふような形で出ていふよ
うです。それから、経済的な或いは又
細かい計算等をやられて出したものと

思うのですが、そういったような点から考えますと、経済情勢の変化等についても相当細かく分析をして出されているのじやないかと思うのですが、特に最近の情勢として、今言つた何か対策協議会というようなものと十分連絡をとりながら、公社としても状況に副つたような適正な補償金というものの支給について努力をしておられるというふうなお話ですが、大分いろいろ、そういった方面からの要望も出ているのじやないかと思うのですが、差当てて当面です、この問題について副總裁からのお話では、まあ努力しているのだという事で、相当検討を加えているような御発言もありましたけれども、具体的に而も相当明確な何か当面これに対する検討を加えておられるかどうか。それから又現にこういつたものについては或る程度検討を加えなければならぬという結論が出てくるのかどうか、もう一度はつきりお答えを願いたいと思うのですが。

○説明員(御勉君) 昨年三月末に郵政省令を出します過程におきましては、大体その改訂が適正であるというふうな両者におきましては話合いがついたわけなのであります。併しながらなお相当具体的に候補地等を選びまして検討をしたいということで、勿論当初の、只今申しましたような団体の御要求はもう少し高いところに参つておつたわけでありまして、折衝した結果、一応この程度なら納得できるといふ線で話合いがついたわけでございます。従いましてこれで以後最後という事ではないのであります。そこで只今申し上げたように、今後相互に協力して一つ適正な価額を更に検討しようじやない

かというふうな話合いになつておりまして、これの実見調査のために、すでに候補地を選びましてやつて行こうという話合いになつておりますから、その結果を待つて更に先般協定しました線が非常に内容的に問題があれば検討し直そうということになるわけでございます。そういう努力は今後いたして行く考えであります。

○委員長(左藤義詮君) 只今の料金問題について、鉄道或いは電力会社等との比率とかの関係はどうなつておりますか。その方面とのバランスなどを研究なさつたことがありますが。

○説明員(御勉君) この点は特に電力会社等の関係もありまして、勿論関係方面からはそれらの点のバランスの点につきまして随分いろいろと要求が出たわけでありまして、正確に只今記憶いたしておりますが、場所的にこれはこらものほうが今度よくなつたところもありまして、まあ電力会社と、場所によりましては、それ、その場の打合せで或る程度よくなつていゝところもあるわけでありまして、国鉄は大体まあ鉄道用地に立てておりますから余り問題は無いのでありますから、私どものほうと電力会社とが一番対象になるわけでありまして、そこらのバランスも考えつつ、先ほど申し上げたような結論に達しているわけでございます。例へばそこにおきまして地代の問題とか、或いはそれに伴つて来る収入の問題、生産力の問題等を考えまして、電力会社とのバランスというより、むしろそういうようなところをも少し合理的に説明が立つような形に持つて行きたいというのが共同調査の目的であ

りまして、著しくアンバランスになつていゝとは考へていないのであります。なお若し御必要であれば、その資料も御提出申上げてよいのであります。只今ここに正確な対照表は持ち合せておりませんので、御了解願ひたいと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) 一本々々にしますと極めて豊かな金額になるのですが、それが個々の所有者のところへ折角の御苦心の手当金が行き渡つていくかどうか。途中で、少額のものでございますから、ほかのところへ消えていゝやしないか、そういうことについても何か十分にお見通しはつておりますか。

○説明員(秋草篤二君) お答えいたします。この問題につきましては、昭和二十六年に非常に古い、先ほど久保委員から御質問があつたように非常に低額な料金であつたのが、農林委員会を中心としたところからいろいろ勧告を受けまして、二十六年度からや大幅な改正をしたのであります。多分先ほど申し上げました二十七円となつたのはそのときでありまして、今度又それを四十一円に改正するわけでありまして、そのときに支払の方法についても今後持参債務として当時電通省、今の電電公社で地主さんに対して持つて行つて支払つてやるというのを建前にするといふことになつたわけでありまして、ところがその金の受取り方、支払方につきまして、現在百五十八万人の地主と私今記憶しているのですが、その方々に金を払うには非常に大きな手数がかかるわけでございます。それで農協協同組合の連合会としましては、これを個々の農民、地主さんにお配りする

といふことは、一本について四十一円とか、或いは二本で八十二円と、せいぜい五本とか六本、低いときは一本と、いろいろな電柱の手当を受けるのに対して、百円とか二百円程度の金を個々に農民に配る場合には、却つてそれが資金的に無駄な浪費になつてしまふ。農協協同組合としまして、これを全国的に一本にまとめて、まとめた資金を当時の本省と全国の連合会で一本で取引したいという強い要請があつたわけでありまして、当時佐藤大臣でありまして、佐藤大臣と連合会の会長との間に調印が行われまして、本省と連合会との間に金額を受渡す、その処理については各府県の農指連と申しますが、農指連の指導連合会、こういうところに、その金の取立て方を私どもの当時の管理所との間に取交しまして金を集める。そして金を一本に中央部に集める。そして大きくその資金運用を、農林中央金庫その他に預けて農民全体の利益を図るほうが利益だといふようなお説であつたものであります。それに私どもも調印して、金を個々にばらばらに払わないような方策をとつたわけでありまして、現在今日どういふふうな方法でやるかといふことについて、二、三年の経験からもう少し地元の方の農指連に対して多少の励みを持たしたいといふので、或る程度の金を地方にそのまま還元して、或る部分は全国連合会でこれを活用するといふようなやり方にしたといふのが現在の全国連合会の意向であります。それについてはまだそういう話合いが、申入があるだけでありまして、今度そういう手続等の改正も多少しなくちやなりませんし、会長さんもお変つていゝので、こち

らの名義も電通省でなくなつたので、協定書の改正もしなければならぬ、この機会にそういう点ももう少し検討して改正してみたい、こういうふうになつております。

○新谷寅三郎君 二つ、三つお聞きしたいのですが、この前の解散国会のときにもお聞きしたのですが、余り明瞭なお答えを得られなかつたのです。電電公社の方にお聞きしたいのですが、電話ですね、電話にやはり依然として特急の制度が残つております。これは戦争中非常に電話が混んで使えなかつたことから起つた制度なんですけれども、依然として今度もこの法律案には特急制度を残しておられる。実際に加入者の側から見ますと、特急でしか通話できないような設備にしておいて、そして三倍の料金を取つておる。結局三倍の料金というものは、話をしようと思へばその料金を払わなければ通話ができないというふうな場所が相当にあるわけでありまして、今急にそれを改善しようと思つてもこれはなかなかできないでしょう。全国的にまあむずかしいことだと思ひますが、今度のこの五カ年計画を仮に遂行できたとして、その場合にはもう特急でなくとも、特に急ぐ場合は特急でもいいでしょうが、そうでない場合は普通の通話か、少くとも急報程度で全国的に通話ができるようになるのですかどうですか。その点を明らかにして頂きたいと思ひます。私がそういうことを申し上げるのは、或るべく早く特急制度をやめたいのです。こういう戦争中の異例な料金制度というものは早くやめたほうがいいといふことから申し上げているのです。五カ年計画ができれば全国

と、これは、一本について四十一円とか、或いは二本で八十二円と、せいぜい五本とか六本、低いときは一本と、いろいろな電柱の手当を受けるのに対して、百円とか二百円程度の金を個々に農民に配る場合には、却つてそれが資金的に無駄な浪費になつてしまふ。農協協同組合としまして、これを全国的に一本にまとめて、まとめた資金を当時の本省と全国の連合会で一本で取引したいという強い要請があつたわけでありまして、当時佐藤大臣でありまして、佐藤大臣と連合会の会長との間に調印が行われまして、本省と連合会との間に金額を受渡す、その処理については各府県の農指連と申しますが、農指連の指導連合会、こういうところに、その金の取立て方を私どもの当時の管理所との間に取交しまして金を集める。そして金を一本に中央部に集める。そして大きくその資金運用を、農林中央金庫その他に預けて農民全体の利益を図るほうが利益だといふようなお説であつたものであります。それに私どもも調印して、金を個々にばらばらに払わないような方策をとつたわけでありまして、現在今日どういふふうな方法でやるかといふことについて、二、三年の経験からもう少し地元の方の農指連に対して多少の励みを持たしたいといふので、或る程度の金を地方にそのまま還元して、或る部分は全国連合会でこれを活用するといふようなやり方にしたといふのが現在の全国連合会の意向であります。それについてはまだそういう話合いが、申入があるだけでありまして、今度そういう手続等の改正も多少しなくちやなりませんし、会長さんもお変つていゝので、こち

ら、これは、一本について四十一円とか、或いは二本で八十二円と、せいぜい五本とか六本、低いときは一本と、いろいろな電柱の手当を受けるのに対して、百円とか二百円程度の金を個々に農民に配る場合には、却つてそれが資金的に無駄な浪費になつてしまふ。農協協同組合としまして、これを全国的に一本にまとめて、まとめた資金を当時の本省と全国の連合会で一本で取引したいという強い要請があつたわけでありまして、当時佐藤大臣でありまして、佐藤大臣と連合会の会長との間に調印が行われまして、本省と連合会との間に金額を受渡す、その処理については各府県の農指連と申しますが、農指連の指導連合会、こういうところに、その金の取立て方を私どもの当時の管理所との間に取交しまして金を集める。そして金を一本に中央部に集める。そして大きくその資金運用を、農林中央金庫その他に預けて農民全体の利益を図るほうが利益だといふようなお説であつたものであります。それに私どもも調印して、金を個々にばらばらに払わないような方策をとつたわけでありまして、現在今日どういふふうな方法でやるかといふことについて、二、三年の経験からもう少し地元の方の農指連に対して多少の励みを持たしたいといふので、或る程度の金を地方にそのまま還元して、或る部分は全国連合会でこれを活用するといふようなやり方にしたといふのが現在の全国連合会の意向であります。それについてはまだそういう話合いが、申入があるだけでありまして、今度そういう手続等の改正も多少しなくちやなりませんし、会長さんもお変つていゝので、こち

ら、これは、一本について四十一円とか、或いは二本で八十二円と、せいぜい五本とか六本、低いときは一本と、いろいろな電柱の手当を受けるのに対して、百円とか二百円程度の金を個々に農民に配る場合には、却つてそれが資金的に無駄な浪費になつてしまふ。農協協同組合としまして、これを全国的に一本にまとめて、まとめた資金を当時の本省と全国の連合会で一本で取引したいという強い要請があつたわけでありまして、当時佐藤大臣でありまして、佐藤大臣と連合会の会長との間に調印が行われまして、本省と連合会との間に金額を受渡す、その処理については各府県の農指連と申しますが、農指連の指導連合会、こういうところに、その金の取立て方を私どもの当時の管理所との間に取交しまして金を集める。そして金を一本に中央部に集める。そして大きくその資金運用を、農林中央金庫その他に預けて農民全体の利益を図るほうが利益だといふようなお説であつたものであります。それに私どもも調印して、金を個々にばらばらに払わないような方策をとつたわけでありまして、現在今日どういふふうな方法でやるかといふことについて、二、三年の経験からもう少し地元の方の農指連に対して多少の励みを持たしたいといふので、或る程度の金を地方にそのまま還元して、或る部分は全国連合会でこれを活用するといふようなやり方にしたといふのが現在の全国連合会の意向であります。それについてはまだそういう話合いが、申入があるだけでありまして、今度そういう手続等の改正も多少しなくちやなりませんし、会長さんもお変つていゝので、こち

ら、これは、一本について四十一円とか、或いは二本で八十二円と、せいぜい五本とか六本、低いときは一本と、いろいろな電柱の手当を受けるのに対して、百円とか二百円程度の金を個々に農民に配る場合には、却つてそれが資金的に無駄な浪費になつてしまふ。農協協同組合としまして、これを全国的に一本にまとめて、まとめた資金を当時の本省と全国の連合会で一本で取引したいという強い要請があつたわけでありまして、当時佐藤大臣でありまして、佐藤大臣と連合会の会長との間に調印が行われまして、本省と連合会との間に金額を受渡す、その処理については各府県の農指連と申しますが、農指連の指導連合会、こういうところに、その金の取立て方を私どもの当時の管理所との間に取交しまして金を集める。そして金を一本に中央部に集める。そして大きくその資金運用を、農林中央金庫その他に預けて農民全体の利益を図るほうが利益だといふようなお説であつたものであります。それに私どもも調印して、金を個々にばらばらに払わないような方策をとつたわけでありまして、現在今日どういふふうな方法でやるかといふことについて、二、三年の経験からもう少し地元の方の農指連に対して多少の励みを持たしたいといふので、或る程度の金を地方にそのまま還元して、或る部分は全国連合会でこれを活用するといふようなやり方にしたといふのが現在の全国連合会の意向であります。それについてはまだそういう話合いが、申入があるだけでありまして、今度そういう手続等の改正も多少しなくちやなりませんし、会長さんもお変つていゝので、こち

はやはり大臣の許可を受けなければならぬと書いてありますが、この特に國際的なものについては、たとえそれが專用の通言であつても許可を受けない

ければならんというふうに書いておられるのはどういう理由でございますかかというところをお聞きしているのです。

○政府委員(金光昭君) 只今お尋ねの無線法の第八条は、今御指摘のように本邦と本邦外と、日本と外国との間の有線電気通信設備は、公衆電気通信設備であらうと、或いは有線の私設の専用設備であらうと、すべてをこので規制しているわけであります。というた

九国協定の通信といふものにつきます。

ては、いろいろな面からやはりこれを自由に許すということについては、例えば機密の問題とか、或いはその他の政治的な問題等において相当の問題がありはしないか。この点は単に国内における専用通信設備というものとやはり相当考えを変えて考える必要がある、そういう面でこの第八条におきましては、公衆設備なると或いは専用設備なるとを問わず、一応全部を郵政大臣の許可にかけるということにいた

したわけでありませう。

○新谷寅三郎君 国内の専用通信の設備はですね、今度は届出して許可主たる義をとらなかつた。従来は政府これを管掌するとあつてすべて一応許可をすることになつておつたわけですが、今度ことは建前を全く変えられた。その趣旨は恐らく、例えばそういう設備をするに
たによつて他の通信に妨害を与へたり
するのむしろ技術的な事務的な理
由によつて、そういうことがなければ

それでよろしいから開放するのだ、こ

際間の有線電氣通信設備について、第八條の立法理由を御説明になつたところを聞きますと、機密保持とか、或いは政治的な配慮というようなことで郵政大臣の許可にかけたというお話でございますが、国内についてはそういうことはお考えにならなくてもよろしいという御趣旨でございますか。例えば、外国の公館の間の相互の専用線、日本国内にある外国公館の相互間の有線電氣通信設備、こういったものはもう届出だけでよろしい、自由自在にやつてよろしいのだ。外国商社の間でも同様であります。更に日本の只今の現状から見ますと、非常にまだ渾沌たる情勢でありまして、こういうことは好まれませんけれども、極右極左というふうな一々な団体の政治的な活動があることは御承知の通りですが、そういう団体が自分の専用線だ、自分たちの本部と支部とを繋ぐ設備だからそれは勝手にやつてよろしいのだというので、自由自在に専用の通信設備が持つてゐるというふうなことを考えると、今外国との間において御心配になつたようなことが、やはり国内においても考慮されなければならぬのじやないかという気がするのですが、その点はどうか。どうふうにお考えになつたのでしょうか。

○説明員(金光昭君) 只今のお尋ねの点でございますが、今回の有線電氣通信法を制定しますに當りまして、従来の電信法におきましては、只今御指摘のありましたように、電信電話につきましては政府が専掌する、で、電線電話事業は国ですべてこれを行ひまして、私設の設備につきましては、極小範囲に利用を限定して来たわけであ

ございます。ところが續つて考えますと、こういったたように私設の設備というものの設置範囲を非常に限定してありますために、事業を遂行する上から当然この有線設備を持たなければ事業遂行に支障を来たす、或いは農山漁村等の辺鄙な地域におきましては、公衆通信機関の恩恵に浴し得ない、国営のままにおきましては遺憾ながらそういったような地域についてまでの施設がなかつた手がある。さればといつてそういったような地域においては私設を認めるかといふ面でも、それは罷りならぬといふ面でも、現在までの電信法の下におきましては、そういったような電氣通信の利用の面におきまして相當の制約があつたといふふうな考へてゐるわけでございます。そこで今回の有線通信法を制定立案するに當りまして、一体有線電氣通信設備というものにつきまして、私の設備を一体どういふふうな範囲で認めたいかといふことをいふと検討してみますと、先ず設備の技術的な面から申しますと、他の有線電氣通信設備に妨害を与えないということが先ず第一点ではないか。それから又その設備自体が人体に危害を及ぼすとか、或いは物件に損傷を与えるというふうな面は、これは當然規律しなければならぬ、こういったような技術的な点と、もう一つは、一方におきまして公衆通信といふものは、これはやはり独占事業として考えなくちゃいけない。そこで私設の設備であつて、公衆通信に類似する行為をなすといつたようなものについては、当然これはやはり取締らなければいけない、こういった只今申上げました三つの点をポイントとして考

えれば、特に従来電信法でとつておつたような非常に狭い範囲に限定する、而もこれを許可にかけたおとといふ必要はないのではないかと。で、只今申しました技術的な点につきましては、技術基準といつたようなものを定めて、その設備を私設する人が、当然今言ひましたような混信等の通信妨害や、或いは他の人体、物件等に危害を及ぼすといつたようなことを起すことのないような設備を作るその技術基準に合致しておれば、そういったような虞れがないといふことであれば、別に支障がないのではありませんか。それから公衆通信の独占を侵害するといふ面につきましては、一人の専用に供するために、その人が単独で作る設備についてはそういったような虞れがない。だからこれについては別に許可等にかけるなくても届出等で、その設備自体の存在を明らかにすればいいのではないかと。ところが考えられるわけでありまして、そこでどういふ見地から電氣公社及び国際電氣公社の設備というものは、当然これは公衆通信事業を經營してありますので、この点についてはそういった届出も要らないのじやないか。これはもうそのまま事業經營者に任せておけばいいじやないか。それから同一構内の設備につきましては、旧来の電信法におきまして、これは届出を不要にしておりまして、これも勿論そういった公衆通信に妨害を与える類似の行為といふものが考えられないのじやないか。それから警察だとか消防だとか、或いはその他の海上保安だとか、氣象等の国家的な業務、或いは鉄道軌道事業だとか、電氣事業、鋳業、マイニングでございますが、鋳業等の仕事

につきまして、その業務遂行上電氣通信を必要とするものがあるわけでございます。これらのものにつきましては、現在においても相當大規模な設備を持つてゐる向きもあります。而もそれらのところにおきましては相當数の技術者も持つております。そこでそういったような技術基準に合致しないといつたようなことは、先ずその心配はない。又これらの純粹の業務遂行のために使われまゝ通信といふものは、専用通信としてやはり私設の設備を認めたいのじやないかといふことで、これらのものは自由に設置することができ、それ以外の設備についても、一人が専用にするものであれば事前の届出にする。それによりまして若し仮に技術的に指導を要するものがあれば、その指導をする。技術上の指導によつてできるだけそれを作つた後において技術基準に合致しないことがないようにする。それから二人以上の共同設置とか、或いは設備相互間の接続と信に類似の行為といふものが起り得る可能性がりますので、これらのものにつきましては事前の許可にかける、こういったようなことを今回の有線通信法におきまして根本的の方針としたわけでありまして、

ここで續つて考えますと、これに類似してあります同じ電氣通信設備におきまして、無線設備については電波法で免許の主義をとつてゐるわけでありまして、そこで只今の新谷委員のお説のように、こちらの有線については、全く事前の届出といふようなことで行つておりますし、電波法で行きますと、免許主義といふことで、その間に相當の逕庭があるように思われるわけでありまして、電波につきましては、御承知のごとく電波を無制限に利用させるということになりますと、空間を共通に利用いたしております電波におきましては、相互に混信その他の妨害が起るといふことになりまして、又電波自体については、すでに國際的な割當が行われてゐるわけでございます。これを全部一國で利用するといふこともできませんし、そういったことこの限られた電波というものを公平且つ能率的に利用させるということにいたしますには、どうしてもこれを事前の免許といふことにせざるを得ないわけでございます。そのためにこの電波法におきましては、こういったような趣旨をとつたわけでございます。これに反しまして有線のはうにおきましては、そういったような電波の公平な利用といつたようなことと同一のことはあり得ないわけでございます。たゞ、全面的な許可主義といふものをとらないうで、只今申上げましたような一部につきましての許可主義をとつたわけでございます。

そこでお尋ねの、それじや一体外国人等についても、これで行きますと事前届出でそういったような外国人が自由に国内においての設備ができるではないかといふことになるわけでございますが、そこでこの外国人について、只今申上げました電波法はどういう態度をとつてゐるかと申しますと、御案内のごとく電波法におきましては、外国人には無制限の免許を与えないといふことにいたしてゐるわけでございます。これは當時の法制定等の経緯を見ますと、電波につきましては、只今御

して、当然道路だとか、田畑等を使用するということになります。が、田畑等の使用につきましては、公社に認めら

○新谷實三郎君 御説明の趣旨は、これはその通りでよくわかるのですがね。私お尋ねしている趣旨は、無線と

定をしておいて、とういつたものは申請と同時に、その日のうちに許可してやるということにしておけば何ら支障

ものが載つたわけですよ。そういう事実があつたわけです。そのために非常な迷惑をこうむつた人があるのです。こ

前におきます。次に通信従業員の通信機密の確保に関する一つの使命というものを本当に自覚するような措置を常に講じて参つてゐる次第であります。

が、具体的に申しますれば、結局これは非常に取扱上におきまして、この機密が漏れ得る状態には勿論あるのでございまして、単にオペレーターだけの問題ではございません。通信技術者におきましては調整等の場合におきましても、十分通信の機密が知り得る状態にあるわけでありまして、私もこの点につきまして、根本的に申しますれば各職員の通信従事員としての第一要件であるというところを徹底させるということと、監督者がそういうような疑いがある場合におきましては、相当極秘にその情勢を察察するというような措置を講ずるというようなことでありまして、設備の状況等につきましても、そういう疑いある場合におきましては、これを点検するというような措置もつたこともある次第でありまして、今例としてお挙げになつた事例は私も承知いたしておりますが、一方におきまして相当破壊的な行動に出る方面におきまして、一時そういう点が随分指摘された時代もあつたわけでございますが、なか／＼具体的事実をつかみ得なかつた。殊にそれは或いは他のほうにおいて取られたのではないかと、むしろ通信従事員自体ではなかつたという点も或る程度明らかになつたようなことがありまして、先ず私どもとしましては通信の機密確保につきましては、特殊の傾向のあるところにつきましては、特に注意をいたさなければなりません、全般的職員としましては、極めて機密は厳正に維持されているというふうに現在考へているような次第であります。

○津島壽一君 そいつた場合には、この機密を漏洩した者に対する罰則は、あるのですが、その被害を受けた者に対する損害の補償とか、そういうたようなことについては、従来何らかの規定なり、きまつたものがあるのですか。ちよつとそれをお伺いしたいのです。

○政府委員(金光昭君) 只今の点は秘密侵害についての罰則は只今申述べたようにございまして、その秘密侵害によつて損害をこうむつたという者につきましては、この公衆通信法等にはその規定はないわけでございます、一般法規によつて律せられるというふうに考へております。

○久保等君 ちよつと総裁がお見えになつておりますので、緊急な問題でちよつとお聞きしておきたいのですが、例の電電公社の職員に対する給与ペーシの勧告は一日出たという話を聞いています、昨年の第一回調停委員会からの調停案に対する実施状況をその後見ておりますと、昨年の調停案につきましても十分にこれが尊重されて実施せられたとは遺憾ながら実は受取れないので、昨年から調停案の問題について問題がな今日に残つていっているというふうに考へるのですが、更に引続き今度二回目の調停案が一万五千円ベースというように形で提示せられたように聞いています、近日常人事院勧告が出されるというように情勢、更に又他の公社等についても調停案が引續いて出されるというように状態にあるように聞いています、差当つて電電公社に対して具体的に調停案が出されて参つたわけでありまして、これについては当然電電公社の職員に対す

る給与ベースが従来非常に他方面と比較しても劣位に置かれておつたというように状態からいつて、このことがいふ重要な意味においてやはり事業再建の上に重要な影響をもたらしているというところは申上げるまでもないわけですが、電電公社が昨年発足して、非常にあらゆる意味で新しい抱負と決意の下に事業の運営に當つておられると申すのですが、そういう段階において出された調停案の問題については、公社当局としても勿論異常な決意を以てこれに対する実施を努力されて行かなければならぬと考へるわけなんです、本委員会としても、これらの問題については今後十分重大な関心を払い、且つ又いろいろ努力を直して行かなければならぬと実は私考へていふのですが、一応出たばかりで公社当局としても十分な具体策ということについては提示は或いは御無理かと思ひますが、併し出された調停案に対する一応概括的な態度、考へ方というやうなものをお聞きいたしておきたいと思ひますが、御説明願ひたいと思ひますが。

○説明員(勸勉君) お答え申し上げますが、只今の前段におきまして、昨年の調停案につきまして必ずしも十分に実施してないという御意見が述べられたのでございまして、公社といたしましては、すでに組合とも協定を結びまして、極めて誠実に協定通り実施いたしております。この点は一つ御了解を願ひたいと存じます。

次に、一日中央労働調停委員会から調停案が示されたのでございまして、只今申上げていますように、基準外賃金と申しますか、一万五千円、現在

の一万三千数百円に對しまして一割以上の引上率ということに相なるわけでございますが、この調停委員会の御努力に對しましては、公社といたしまして最も敬意を表し、且つ感謝いたした次第でありますけれども、何と申しましたもこれだけの額になりますと、殊に七月一日から二十八年度分として実施するやうな形になつておりますので、そういうことになりましたと、調停案だけを実施いたすといひましたも約四十四億程度の年間に人件費、給与総額を残して行かなければならぬ。更に又人事院の勧告等から、或いは期末手当の増額等が出て参りますと、仮に〇・五が更に追加されるということになりますれば、それに対して十二億程度の新ベースに對しまして増加ということにもなるわけでありまして、非常に大きな給与総額の改訂ということになります。これは国会において審議中でございまして、その予算の内容から見ますれば、資金上、予算上これを直ちに受諾するといふことはこの面からは困難であるといふことは明瞭な事実でありますけれども、ただ或いは総裁から業務全般について御説明申上げておきました通り、今後料金の改訂によりましてサービスの改善、施設の整備拡充を図りますと共に、企業といたしましては徹底的な合理化を行い、又職員の給与につきましても常に改善いたして行きたいという基本的方針を持つておりますので、一日示された調停案に對しましては、公社といたしましては真剣にこれを検討いたして、職員の適正なる給与というものに對しましては何とか私どもも実現いたしたい、そういう

意図は今持つてゐる次第でございますが、予算上の実態といたしましては、只今申したやうな次第でありますので、今後の取扱方につきまして、或いは監督官庁と共に十分協議いたしまして適切な措置をとりたい、こういう段階にある次第であります。

○久保等君 昨年の調停案については、極めて誠意を持つて一応解決したとまあ御説明があつたわけですが、その努力なり誠意という問題は別問題にして、少くとも調停案そのものが完全には実施せられたという結果にはなつておらないわけでありまして、先般の経理局長の説明によりまして、昭和二十八年度の予算で、昭和二十八年度の調停案の提示の金額にはやはり開きが相当あるわけでありまして、少くとも昨年の調停案そのものも実施せられておらないという、そういう問題が昭和二十八年度の予算の中にも実は未解決のままになつていっているのですが、更に今般出された調停案に對しては、今後のい／＼な折衝なり、努力に残されていっていると思ひます、少くとも調停案については完全に実施するといふ意欲の下には非公社当局としては万全の努力を傾けて行つて頂きたいと考へるわけでありまして、併し同時に我々電通委員会としても、これらの問題については、公社が発足早でもありますし、又公社の運営がスムーズに本来の公社法制定の精神に則つてできるかどうかということについても非常に大きな問題が関連して来ると思ひますし、そういう点で異常な御努力を願ひたいと思つております。なお又今後のこの問題については、推移の経過と発展に従つて私どもも逐次公

社当局と或いは郵政大臣のこれらに対する処理の模様等について御報告を承わつて、これの実施方について一つ促進をして参りたい、かように考えておりますので、本日のところ一応出されました直後でもありますので、調停直後における一応御説明を願つたわけですが、更にこの問題についての逐次質問なり或いは意見等についての発表は今後に保留しておきたいと思ひますが、一応本日のところ御質問程度にとどめておきたいと存じます。

○委員長(左藤義詮君) 本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

昭和二十八年九月九日印刷

昭和二十八年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局